



箕 子 政 第 号  
平成 2 9 年 (2017 年) 月 日

箕面市通学区域審議会会長 様

箕 面 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 藤 迫 稔 印

箕面市通学区域の設定等について (諮問)

箕面市通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問  
します。

記

諮問事項 船場地区に新設する学校の通学区域の設定及びそれに伴う全市的  
な通学区域の変更について

(諮問理由)

本市の船場地区に新設する学校の通学区域を設定する必要があるため。  
併せて、長期にわたって安定的な校区とすることをめざし、全市的な校区  
調整が必要になるため。

以上